

○職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により実施しなければならないとされている職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項については、職員からの掛金と町の負担金により実施されています。

職員の厚生福利の実施状況（平成24年度負担金実績額）

事業名	事業概要	事業単価	実績人数
総合健診 （人間ドック）	40歳以上の職員は毎年、30歳以上40歳未満の職員は隔年で総合健診（人間ドック）の受診料を一部負担しています。	11,831 円/人	100 人
基本健康診査	総合健診を受診しない全職員を対象に、職場において基本的な健康診査及び医師による問診を行っています。	8,169 円/人 （40歳以上） 6,594 円/人 （40歳未満）	40歳以上 46人 40歳未満 109人
その他の事業	市町村職員等の福祉の増進と生活の安定のため相互共済を図り、併せて地方自治の振興に寄与することを目的として設立されている共同互助会である北海道市町村職員福祉協会において各種事業を行っています。 事業の詳細については、北海道市町村職員福祉協会のホームページをご覧ください。 <a href="http://www.hokkaido-ctvfukusikyokai.jp/index.html">http://www.hokkaido-ctvfukusikyokai.jp/index.html</a>	公費負担額 2,640 円/人 職員掛金 12,320 円/人	会員数 175 人